

記載例 1 (転勤等) 特別徴収継続…納税者が転勤先でも引き続き特別徴収される場合

◎異動のあった月の翌月の**10日**までに提出してください。

提出用		給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書		特別徴収 <small>(特別徴収義務者)</small>		特別徴収義務者 指 定 番 号 9010000	
宛先 みよし市長様 <small>「特別徴収」を ○印で囲む</small>		所在地又は住所 〒 470-0295 みよし市三好町小坂 5 0 番地		連 絡 先 部 署 人事課 給与係		担 当 者 三好 花子	
令和 2 年 9 月 7 日提出		名称又は氏名 (株) 三好 <small>法人番号又は個人番号(※1)</small>		電 話 0561-32-2111 内(241)			
		1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4					
給与所得者(異動者)		特別徴収税額 (年税額)		徴収済税額		未徴収税額	
フリガナ ミヨシ タロウ		給与天引きの 済月を記入		6 月分から		9 月分から	
氏 名 三好 太郎				8 月分まで		5 月分まで	
生 年 月 日 S61.10.10 旧姓				(イ)		(ウ)=(ア)-(イ)	
受給者番号 002-1245				120,000 円		30,000 円	
個人番号(※1) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3				90,000 円			
1月1日現在の住所 みよし市三好町小坂500番地							
異動後の住所 豊田市西町3丁目60番地							
						退職した年の1月 1日から退職時ま での給与支払額	
						円	
						控除社会 保険料額	
						円	

未徴収税額(ウ)の徴収方法を A B C から選択し該当記号を○印で囲み、必要事項を記入してください。

(A) 転勤・特別徴収継続 新たな特別徴収義務者が
給与から徴収する場合

新特別徴収義務者		〒 470-0207 みよし市福谷町坂上100		誤読を避けるため、 必ずフリガナを記入	
フリガナ ユウゲンガイシヤ ミヨシ		名称又は氏名 (有) 三好			
法人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		連 絡 先 部 署 総務課 担当者 三好 次郎			
		電 話 0561-32-0000 内()			
月割額 10,000 円を		9 月分から納入します。			
		10 月 10 日納期分)			
新特別徴収義務者指定番号 9020000		新受給者番号 A-3210			
特別徴収税額の納入方法 (該当する納入方法にシるって下さい)		<input checked="" type="checkbox"/> 納入書使用			
		<input type="checkbox"/> 納入書不使用 (金融機関の納入サービス利用)			

(B) 一括徴収 退職時の特別徴収義務者が
給与から徴収する場合

一括徴収した税額は		月分とあわせて納入します。	
異動前の特別徴収義務者に 確認して金額を記入		月 日(納期分)	
一括徴収の理由 (○印で囲んでください)		1 異動が12月31日以前で、申出があったため (記入しない 日 申出)	
		2 異動が12月31日以後で、特別徴収継続の 希望がないため	
一括徴収税額 (ウ)の金額		異動者の 確認印	
		円	

●1月1日から4月30日までに退職等される方については、一括徴収が義務づけられています。なお、上記期間以外の退職についてもできる限り一括徴収をお願いします。(退職後出国予定の方は特に御協力をお願いします。)

(C) 普通徴収 個人で納付する場合

一括徴収しない場合は、次のいずれかを○印で囲んでください。	
1 異動が12月31日 申出がないため	
2 5月31日までに退職手当の額が未徴収税額以下のため	
3 死亡による退職のため	
記入しない	

※1 転勤等により特別徴収を継続する場合は、個人事業主の方の個人番号は記入しないでください。また、異動者の個人番号の記入に関しては、新特別徴収義務者様において記入していただきますようお願いいたします。

異動前の特別徴収義務者が記入

異動後の特別徴収義務者が記入